

一般社団法人 Plant Based Lifestyle Lab
会員規則

2021年9月15日 制定
2021年10月1日 施行

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人 Plant Based Lifestyle Lab（以下「当法人」という。）定款（以下「定款」という。）第3章に基づき、会員・会費について定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、定款第6条に定める通り、当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体並びに個人とする。

(資格要件)

第3条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

会員種別	資格要件
正会員	当法人の事業に参画する法人で以下のいずれかの要件を満たす者 (1) Plant based food 並びに Plant based lifestyle に関する製品又はサービスの開発／生産／販売を行う法人 (2) Plant based food 並びに Plant based lifestyle に関する専門的な知識や経験を有する法人
賛助会員	当法人の事業を賛助する法人又は団体
特別会員	当法人の事業に参画する学界官界における学識経験者又は専門知識を有する個人

(入会申込)

第4条 入会を希望する者は、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員、特別会員の申込については、別紙1に記載する設立会員若しくは正会員1名以上の推薦を要する。

(会員資格の取得)

第5条 入会手続きを経た法人及び団体並びに個人は、理事会承認をもって会員として登録される。

2 入会日は登録日とする。なお、入会金及び年会費は第7条の定めに従い納付するものとする。

(入会金・会費)

第6条 当法人の会員は、以下の通り経費を負担しなければならない。

会員種別	入会金	年会費
正会員	10万円	36万円

賛助会員	3 万円	12 万円
特別会員	1 万円	1 万円

(会費の納期)

第 7 条 会員は、毎事業年度 9 月 30 日までに、年会費を納付しなければならない。

2 正会員及び賛助会員として、期の途中で入会したときの年会費は、入会後の事業年度の残月数（入会した月を含む）に年会費を 12 で除した額を乗じた額とし、原則として、入会月の翌月末までに納付することとする。

3 会員は年会費を、原則として、当法人からの請求に基づき前納一括納付するものとする。

(臨時会費)

第 8 条 本会の運営に必要あるときには、理事会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

(会員種別の変更と移行時の会費)

第 9 条 本規則第 2 条で定める会員種別は変更することができるものとする。

2 前項の場合において、賛助会員から正会員又は正会員から賛助会員に変更する場合には、所定の変更届を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 会員種別の変更に伴う年会費等の不足分については、本規則第 7 条に準じて、当法人と会員間で速やかに清算する。賛助会員から正会員に移行するときは、会員間の移行に伴う入会金の差額を納付することとする。なお、会員種別の変更に伴う入会金、年会費の返還は行わない。

(変更の届け出)

第 10 条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が前項の変更申込を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

(退会、除名、その他会員資格の喪失)

第 11 条 定款第 9 条に基づき退会を希望する会員は、退会希望日の 1 か月以上前に、当法人指定の退会届に必要な事項を記入し、当事務局に申し込むことで、退会することができるものとする。

2 前項において、退会時に未払いの会費等がある場合、会員は、退会後の当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

3 前項に加え、定款第 10 条及び第 11 条により会員資格を喪失した場合も、会員は、会員資格喪失後に当法人に対する未払い分の支払を免れないものとする。

(退会に伴う会費の扱い)

第 12 条 当法人は、定款第 11 条 2 項の定めにより、会員資格の喪失に際し、既に納付された入会金及び会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(登録情報・個人情報)

第 13 条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

附 則

第 1 条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

第 2 条 本規則は、2021 年 9 月 15 日に制定し、2021 年 10 月 1 日から施行する。

別紙 1 設立会員

任意団体「Plant Based Lifestyle Lab」設立法人（下記、会員法人 15 社）を設立会員とする。

- ・伊藤忠商事株式会社
- ・株式会社 ABC Cooking Studio
- ・株式会社 NTT ドコモ
- ・オイシックス・ラ・大地株式会社
- ・カゴメ株式会社
- ・亀田製菓株式会社
- ・カルビー株式会社
- ・クックパッド株式会社
- ・株式会社ぐるなび
- ・敷島製パン株式会社
- ・株式会社力の源ホールディングス
- ・日本電信電話株式会社
- ・株式会社パソナグループ
- ・不二製油グループ本社株式会社
- ・株式会社モスフードサービス